平成２５年（フ）第８８号
宮崎市小松台東１丁目11番地９
債務者　黒田　美保
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４号
沖縄県国頭郡金武町字屋嘉2314番地
債務者　仲本　伸也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美562番地６
債務者　田中　愛美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１０号
長野県伊那市中央4777番地４　宮川貸家
債務者　唐澤千恵美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１２号
長野県駒ケ根市赤須東11番21号
債務者　伊藤　和正
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１３号
長野県駒ケ根市赤須東11番21号
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１４号
長野県駒ケ根市赤穂10213番地　ハイツ鈴木Ｂ号
債務者　新留　義隆
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第５号
兵庫県宍粟市波賀町皆木651番地１
債務者　前田　元士
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県たつの市龍野町日山129番地２　ハイツ日山２－２、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村689番地　マンションリバーサイド302号
債務者　井田　敦子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２５号
山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
債務者　松本　菊美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第７１号
岩手県八幡平市大更第21地割74番地11
債務者　中村千賀子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９０号
盛岡市名須川町10番22号　第３かさね荘31号
債務者　吉田　千弦
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４号
栃木県大田原市片府田1039番地１
債務者　鈴木　トシ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６５号
広島県福山市神辺町字徳田825番地　プティニ106、旧住所広島県福山市曙町５丁目８番２－３号
債務者　河田　京子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７０号
広島県福山市新市町大字下安井2275番地６、旧住所広島県福山市山手町５丁目18番26―101号　県住
債務者　岡川　洋治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２８号
佐賀県唐津市西城内３番13―204号　サーパス西城内１番館
債務者　末次　美季
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３０号
佐賀県唐津市神田826番地１　上神田県営住宅336号
債務者　石橋　玉恵
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１０９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番８―805号
債務者　丸富鮨こと　埴田　吉富
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部